

日本小児科学会兵庫県地方会役員選挙規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、日本小児科学会兵庫県地方会会則(以下「会則」という。)第 5 条第 4 項の規定に基づき、日本小児科学会兵庫県地方会(以下「本会」という。)の幹事及び監事(以下「役員」という。)の選出について定めるものとする。

(選出方法)

第 2 条 役員の選出は、選挙によって行う。

(選挙管理委員会)

第 3 条 選挙は、選挙管理委員会がその事務を管理する。

2 選挙管理委員会は、幹事会より委嘱された 3 名の委員をもって構成し、互選により委員長を選出する。

(選挙期日)

第 4 条 選挙は、役員の任期満了の日の 20 日前までに行われなければならない。

2 選挙管理委員会は、選挙に関する公示を選挙期日の 40 日前までに行う。

(選挙人名簿)

第 5 条 選挙人は、役員の任期が満了する日の属する年の前年の 12 月 1 日現在の会員とする。

(候補者)

第 6 条 選挙は、立候補した者及び会員によって推薦された者(以下「候補者」という。)について行う。

2 立候補しようとする者は、選挙期日の前 30 日までに、氏名・年齢及び職名を記載した文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

3 会員を推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、前項に規定する日までに被推薦者の同意を得て、被推薦者の氏名・年齢及び職名並びに推薦者の氏名・年齢及び職名を記載するとともに右上に「推薦」と朱記した文書をもって選挙管理委員会に届出なければならない。

(候補者名簿・投票用紙等の送付)

第 7 条 選挙管理委員会は候補者名簿を作成し、選挙期日の 10 日前までに所定の投票用紙及び投票用封筒とともに選挙人に送付しなければならない。

(投 票)

第 8 条 投票は、郵送により行うものとし、所定の投票用紙に候補者の氏名を記入し、所定の封筒に密封のうえ差出人氏名を記して選挙期日までに到着するように郵送するものとする。

2 送り先は、日本小児科学会兵庫県地方会選挙管理委員会とする。

第 9 条 幹事選挙は開業医 5 名、勤務医 6 名、大学勤務医 5 名を選出する。

2 投票は一人 1 票無記名とし、幹事投票は前項の各区分候補者の中よりそれぞれ 2 名以内の連記制、監事の投票においても 2 名以内の連記制とする。

(無効票)

第 10 条 投票の効力の判定は選挙管理委員会が行う。

(開票)

第 11 条 選挙管理委員会は、郵送された投票用紙を密封のまま保管し、選挙期日の翌日に開票するものとする。

(当選)

第 12 条 当選は得票数の順位により、上位の者からとする。

2 得票数が同じであるときは、選挙管理委員長が抽選により、これを決定する。

(無投票当選)

第 13 条 候補者が、それぞれの役員定数と同数またはそれ未満の場合は無投票により当選とする。この場合において、候補者がそれぞれの役員定数に満たないときは、会長が総会の議を経て残りの役員を指名するものとする。

(当選者の公表)

第 14 条 選挙管理委員会は当選者が決定したときは、その者の役員名及び氏名を会員に通知するものとする。

(繰上げ補充)

第 15 条 当選者が役員の任期満了の日までの間に会員でなくなったとき、その他の事由で役員でなくなったときは、次点者を繰上げて当選者とすることが出来る。この場合においては、次の総会において承認を得なければならない。

(補 則)

第 16 条 役員の選出に当って、会則及び特別の定めのない事項は、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

附 則

本規程は平成 21 年 7 月 25 日から施行する。